

## 【造園業】作業報告・顧客管理らくらくシステム モニター規約

この規約は、株式会社ライン・ナップ・ディップス（以下「Dips」という）が行う「[造園業] 作業報告・顧客管理らくらくシステム」（以下「モニターシステム」という）の実施に関して、Dips とモニターシステムの協力者である皆さま（以下「モニター」という）との契約条件を定めるものです。

モニターにご協力いただける方は、必ずこの規約をお読みいただき、内容に同意のうえ、ご登録くださいますようお願い申し上げます。

### モニターシステムの概要

モニターシステムでは、モニターからご提供いただいた使い勝手や不具合など、仕様に関するご意見、また、使用データなどを基にプログラムの検証と改善を行います。このためモニターには、以下の期間ご利用いただくと共に、定期的に行うアンケートに答えていただきます。

なお、モニターの登録はDipsの承認が必要となります。

利用期間：モニター登録日から六ヶ月

### 第1条 総則

1. Dips は、モニターに対する事前の通知なく、本規約およびDips が別途必要に応じて定めモニターに通知する諸規定を変更することができるものとし、モニターはこれを承認し、遵守するものとしします。

### 第2条 モニター

1. Dips が必要と認めるときに、モニターに対しアンケートを依頼するものとし、モニターは当該アンケートにできる限り協力するものとしします。
2. モニターは、Dips が電話もしくはFAX、または、電子メールによりアンケートに回答するものとしします。
3. モニター期間は、本規約に基づき、モニター登録された日から六ヶ月間としします。

### 第3条 モニターの資格

1. モニターシステムと同様のサービスを実施している会社などにお勤めの方の登録はご遠慮ください。
2. 前項に該当しなくなった場合には、モニターの資格を失います。
3. Dips がモニターを継続することが不相当と判断した場合、モニター登録完了後であっても登録の取消しを行うことができるものとしします。

### 第4条 登録情報の取り扱い

1. Dips は、モニターが登録の際に申告した情報（以下「登録情報」という）に含まれる氏名・住所・電話番号・メールアドレス等、モニター個人を識別できる情報を、Dips の「個人情報保護方針」（<http://www.dipsnet.co.jp/pvp/>）に基づき適切に取り扱います。
2. Dips もしくは協力会社は、電話もしくはFAX、または、電子メール、その他の方法にてモニターに登録情報内容の確認を行うことがあります。

### 第5条 モニターの禁止事項

1. モニターの、以下に該当する行為、またはその恐れのある行為を禁止します。

- a. 公序良俗に反する行為
- b. 法令に違反する行為
- c. Dips、他のモニターまたは第三者の著作権を侵害する行為
- d. Dips、他のモニターまたは第三者を誹謗・中傷する行為
- e. Dips、他のモニターまたは第三者に不利益を与える行為
- f. モニターシステムの実施を妨害する行為
- g. モニターシステムの実施に関して知りえた情報を使用した営業行為、またはDips が承認していない営業活動
- h. 虚偽の登録、またはアンケート回答をする行為
- i. 選挙運動、宗教の布教活動もしくはこれに類似する行為、または公職選挙法などの法令に違反する行為
- j. 同一モニターが複数の登録メールアドレスを使用する行為
- k. なりすましてモニター登録をする行為
- l. 第7条所定の守秘義務に違反する行為
- m. 登録メールアドレスおよびパスワードを不正使用する行為
- n. 本サイトを営利目的で不正使用する行為
- o. 不正回答をする行為
- p. その他、Dips が不相当と判断する行為

#### **第6条 回答情報の権利の帰属**

1. モニターがアンケートに記載した情報（以下「回答情報」という）、その他一切の権利は、全てDips が有するものとし、モニターはDips および第三者に対して著作者人格権を行使しないものとします。

#### **第7条 モニターの守秘義務**

- 1. モニターは、モニター実施にあたり知り得た情報の全てまたは一部を第三者に漏洩せず、使用および転用しない義務を負うものとします。
- 2. 第1項に定めるモニターの守秘義務は、モニター期間終了後においても消滅しないものとします。

#### **第8条 その他**

- 1. モニターが本規約のいずれかに違反し、Dips あるいは第三者に損害を与えた場合、Dips は当該モニターに対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 2. Dips は、サーバーや通信回線などの障害による本サービスの中断・遅滞・中止・データの消失・データへの不正アクセスによりモニターに生じた損害等に関して、一切責任を負わないものとします。

#### **第9条 専属的合意管轄裁判所**

1. Dips およびモニターは、Dips とモニターの間で本規約に関連して紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### **附則**

この規約は、2016年2月1日から施行する。